

判決概要 (R6.2.14 仙台高裁判決)

1. 第一審の概要	
判決日	令和 3 年 2 月 9 日 (事件番号 : 平成 25 年(ワ)第 252 号、同 26 年(ワ)第 101 号、同 27 年(ワ)第 34 号、同 29 年(ワ)第 85 号、令和元年(ワ)第 274 号)
裁判所	福島地方裁判所いわき支部
裁判官	[裁判長裁判官] 名島亨卓、[裁判官] 中嶋万紀子、小川一希
一審原告らの請求内容の概要	福島県 A 郡 B 町 C 地区 (居住制限区域又は避難指示解除準備区域) に居住していた原告らが、本件事故によって、避難生活を余儀なくされ、また、地域社会が喪失・変容したことによって精神的損害等を被ったと主張し、主位的に民法 709 条に基づき、予備的に原賠法 3 条 1 項本文に基づき、慰謝料等の支払を求めた事案。 ※ (出典) 第一法規法情報総合データベース「D1-Law.Com」における地裁判決「第 2 章 事案の概要等> 第 1 事案の概要等」
2. 控訴審の概要	
判決日	令和 6 年 2 月 14 日 (事件番号 : 令和 3 年(ネ)第 151 号)
裁判所	仙台高等裁判所 (第 3 民事部)
裁判官	[裁判長裁判官] 瀬戸口壯夫、[裁判官] 綱島公彦、北川瞬
判決の概要 (損害論)	○被侵害利益ないし損害額 (慰謝料額) の算定方法について : ・ (原告らの精神的損害の評価に関し、) 第五次追補の考え方に従い、①避難による日常生活阻害による精神的損害 (避難慰謝料)、②生活基盤喪失・変容による精神的損害 (故郷喪失慰謝料)、③相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害 (線量不安慰謝料) の類型に分けた上で、④精神的損害の増額事由 (その他の事情による加算) を加算して算定 (P11) 。 ・ ②生活基盤喪失・変容による精神的損害 (故郷喪失慰謝料) については、本件事故による C 地区の変容は通常の少子高齢化の進行による変化とは明らかに次元の異なる急激なものであり、C 地区の住民の努力の成果を一瞬にして奪い去ったという点において、むしろ精神的苦痛を増大させるものといえることができ、C 地区における故郷喪失慰謝料を一律に算定 (P16) 。 ・ ③相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害 (線量不安慰謝料) については、C 地区を生活の本拠地としていた者について、公平性や立証負担の観点から、現実の避難実施時期を問わず一律に算定 (P16～P17) 。 ・ ④精神的損害の増額事由 (その他の事情による加算) については、これまでの訴訟外の直接請求手続きにおける取扱いについてその当時の当事者間の合理的意思を尊重しつつ、第五次追補における増額事由についての考え方を踏まえて個別に算定 (P17) 。 ○損害額 (慰謝料額) について (P11,P16～P17) :

	①と②の合計 1180 万円 ①850 万円（※月額 10 万円×85 か月（H23.3～H30.3）） ②330 万円 ③一般：30 万円 子ども・妊婦：60 万円 ○中間指針について： ・第五次追補は、本件事故によって被災者に生じた精神的損害について、類型的に把握される要素をある程度網羅的に評価しており、類型的に把握することのできない個別事情に基づく損害を除き、本件事故による精神的損害の評価方法として一定の合理性を有するものであり、今後の迅速、公平かつ適正な賠償の実施等による被害者救済に資するもの（P10～P11）。 ・本件における 1 審原告らの精神的損害の評価においても基本的には第五次追補の考え方に沿って行うことが相当であるが、第五次追補を含む指針が示す損害額はあくまでも目安であって賠償の上限を示すものではないし、慰謝料額の算定における裁判所の裁量を拘束するものではない（P11）。
--	---

（参考）類型化された認定慰謝料額と東電基準、中間指針ないし中間指針第五次追補及び確定 7 判決の認容額との比較

	居住制限区域（※ 1）	避難指示解除準備区域（※ 1）								
認定慰謝料額	1180 万円	1180 万円								
	<table><tr><td>避難慰謝料</td><td>850 万円</td></tr><tr><td>故郷喪失慰謝料</td><td>330 万円</td></tr></table>	避難慰謝料	850 万円	故郷喪失慰謝料	330 万円	<table><tr><td>避難慰謝料</td><td>850 万円</td></tr><tr><td>故郷喪失慰謝料</td><td>330 万円</td></tr></table>	避難慰謝料	850 万円	故郷喪失慰謝料	330 万円
	避難慰謝料	850 万円								
	故郷喪失慰謝料	330 万円								
避難慰謝料	850 万円									
故郷喪失慰謝料	330 万円									
第五次追補を踏まえた 東電基準	1100 万円（※ 2）	1100 万円（※ 2）								
中間指針ないし 中間指針第五次追補	1100 万円（※ 2）	1100 万円（※ 2）								
確定 7 判決での 認定額	950～1200 万円	900～1320 万円								

（※ 1） 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害（線量不安慰謝料）を除く

（※ 2） B 町 C 地区は、過酷避難状況による精神的損害の対象区域ではないためその分を除く